



テイクアウト利用促進助成金



新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式の実践や感染症拡大への備えとして、消費者の安全と安心、飲食事業者の継続的な事業活動を保持するため、

スマートフォン・アプリなどによる非接触型の予約・決済システムを取り入れたテイクアウトやデリバリーの利用を促進する事業者を対象に助成金を交付します。

助成額

上限5万円（1事業者につき1回限り）

支給対象（主な要件） いずれにも該当していること

- (1) 志摩市内でテイクアウトまたはデリバリーを取り扱う事業者
- (2) 非接触型システムによりテイクアウト等の利用促進を図ろうとする事業者

非接触型システムとは

パソコンやスマートフォンのアプリケーション等のデジタル方式により、テイクアウト等の注文予約から決済までを一括して行うことができるシステム

（注文予約または決済のいずれかのみを行うことができるシステムは対象外）

対象経費

非接触型システムによるテイクアウト等の利用促進を図るための、次に掲げる経費。

- (1) 非接触型システムにより販売したテイクアウト等の商品に係る割引費用
 - (2) 非接触型システムにより販売したテイクアウト等の商品に付与する特典費用
- 例：通常700円で販売する商品を、お客が非接触型システムを利用して購入した場合に限り、同商品を特別価格500円で販売した、その差額費用

問合せ先

志摩市産業振興部観光商工課

TEL:0599-44-0005（平日8:30～17:15）

E-mail:sasaeaishima@city.shima.mie.jp

裏面に申請方法を記載しています。

申請方法（流れ）について



1. 申請書の提出

< 申請書類 >

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - (2) 利用促進計画書
- 上記様式は市ホームページに掲載しています。

< 提出先 >

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市産業振興部観光商工課 宛て



2. 市で交付決定及び口座入金

- (1) 申請者に交付決定通知書を送付
- (2) 提出口座に入金



3. 事業実施



4. 報告書を提出（事業終了または令和2年度終了後）

< 報告書類 >

- (1) 実績報告書（様式第2号）
 - (2) 利用促進報告書
 - (3) 非接触型システムの導入を確認することができる書類（掲載ページのコピー等）
- (1)～(2)は市ホームページに掲載しています。
割引や特典の内容を確認することができる資料を提出していただく場合があります。



5. 報告書承認

報告書の審査により、助成の要件に該当しないと判断される場合は、既に入金した助成金の返還を求められます。

申請受付期間

令和2年8月12日（水）～令和3年3月31日（水）
予算の上限に達した際は、締切前に事業を終了する場合があります。